

第83表 麻疹の煩・全快・死亡者数

(文久2年)

村名	発 病		煩		全 快		死 亡	
	7月5日調	8月6日調	7月5日調	8月6日調	7月5日調	8月6日調	7月5日調	8月6日調
花	68	197	34	63	34	131	0	3
木	71	172	50	58	21	112	0	2
谷	9	38	8	15	1	21	0	2
大	87	114	46	4	40	109	1	1
人	86	151	67	68	18	80	1	3
坂	102	130	24	9	77	119	1	2
瀬	265	267	188	90	74	270	3	7
崎	93	231	65	85	28	141	0	5
喜	41	158	25	48	16	108	0	2
多	55	115	41	16	14	98	0	1
大	176	237	153	39	18	183	5	15
山	67	153	59	37	8	111	0	5
本	30	105	27	70	3	34	0	1
古	82	192	23	9	59	164	0	19
久	9	21	7	9	2	11	0	1
続	0	63	0	46	0	16	0	1
命								
院								
溝								
鎧								
畠								
計	1241	2344	817	666	413	1708	11	70 内11人 余病

流行病が発生すると、それに乗じて悪徳商売も出没したようで、「近来痢病妙薬と唱え、活寿丸・如神丸」と称する薬を売りひろめる商人が現れて、役所から「相用候てはもつてのほか害と相成、この薬のために療治もなり難く、終に命を果し候様なりゆき候」(『長井手水大』)と、この薬の服用を禁じ、医師の手当てを受けるように触れを出していている。流行病の発生は人々を恐怖に陥れ、なんでもすがりたい様子が窺えるのである。

二 農村の窮乏

(一) はじめに

「江戸時代の農村」と聞いて、どのようなイメージを思い浮かべるであろうか。ほとんどの方は学校で教わった「飢饉」のことや「四公六民」「五公五民」といった重い税のことと思い出すであろう。江戸時代のことについてあまり詳しく知らない人でも、全体的なイメージとして、「暗い時代」と、とらえている人がほとんどではないだろうか。

ただ、そのイメージは、この時代の一面しかとらえていないのかもしれない。例えば、農村の芸能や祭り(楽打ち、神楽、子供相撲など)は、江戸時代の方が当然盛んであった。また、村人同士の結びつきは、断然この時代の方が強かつたから、相互に助け合って(助けなければ最終的に村全体が迷惑する、という事情もあった)文字どおり「困った時はお互いま」的な共同体意識が強かつたであろう。だから、この時代のすべてについて「暗い時代」としてとらえるのは、どうかと思う。

しかし、社会的・経済的に当時の村を見れば、「暗い時代」としか見

られない状況に人々は置かれていた。支配する側の政治的な意図でつくりあげられた被差別部落の人々は、苛烈な差別に苦しめられた。また、毎年の年貢に加え、積み重なる借財の返済は、ごく一部の裕福な階層を除いて、農民の生活を日常的に脅かした。

(二) 農村の人手不足

「村請制」 江戸時代の年貢の負担方法について、もう一度おさらいしておこう。例えば、甲という村があつたとする。

この甲村は検地（小倉藩では水帳改）によつて高一〇〇石の村であると検地帳（水帳）に登録され、同時に耕作地一筆一筆について五〇人の耕作人が同じく検地帳（水帳）に記された。さらに、甲村の年貢率（免）は四ツ（四〇%）と決められた。仮に、引高が全く発生しなかつたとしたら、甲村は毎年四〇石の本途物成を、「村全体の税」として納めなければならない、ということになる。このように、村全体の責任として年貢を負担する制度を「村請制」という。ところが、こういった年貢の負担方法には落とし穴があつた。小倉藩では水帳改を実施して、細川氏の検地帳の記載内容に変更を加えたが、以後原則的に水帳に記された村高（本高）は固定されていた（前述のように村単位の簡易な検地や廳引きによる農民相互の田畠の交換も行われたようだが、大規模に、継続しては行われなかつたようである）。

すると例えれば水帳に登録された耕作人あるいはその子孫が断絶、出奔し、耕作をする者がいなくなつた場合や病人が出て耕作できない家が出た場合、年貢はどうに負担するのであろうか。藩としてはそのような村内部の事情にはおかまいなしに同じ額の年貢を課してくるから、

「村請制」の原則として、村に残された他の百姓が、その断絶、出奔した者や病人のあつた家の田畠を耕作するか、あるいは自らの田畠収入の内からその不足分の年貢を負担するしかないものである。甲村の場合といえば、それまでは四〇石の年貢を五〇人の耕作人で負担していたのに數十年間に二〇人の百姓が断絶したとしたら、残された三〇人の百姓の生活がどのようになるか、想像に難くないであろう。このように、江戸時代の農村において、人手が不足することは村の存立にもかかる重大な問題であったのである。

文化・文政期 文化（一八〇四—一八）・文政（一八一八—三〇）期の人手不足 時点において、小倉藩の農村は、人手不足に悩まされ、村の農業經營が覚束^{おぼつかな}くなるほどであつた。例えば、長井手永大村の大庄屋が文政八年（一八二五）に仲津郡奉行にあてた文書に次のようなものがある。

〔史料1〕

当手永大村の儀は、格別難儀村にて御座候に付き、居り合い立ち直り御試として、去る亥年（文化十二年）より卯年（文政二年）まで五ヶ年の間、作喰料として一ヶ年大麦拾弐石・小麦八石づつ年々下し置かれ、猶又辰年（文政三年）より昨申年まで、右下され候内にて冥加として大麦毫石づつ差し上げ仕まつり候、右の通り年々御下げ麦仰せ付けられ下し置かれ候ニ付き、百姓共一統相励み、追々少々づつ立ち直り候趣ニ相成候、然れ共人不足の村柄に御座候故、急には作方丈夫に居り合い申さず候に付き、甚だ以て恐れ多く存じ候え共、この上ながら当酉年（文政八年）より丑年（文政十二年）まで五ヶ年の間、御下げ麦これまで御試しの通り、大麦拾弐石・小麦八石づつ作喰料として仰せ付けられ下し置かれ候ばば、重費有り難き仕合わせに存じ奉り候（後略）

文政八年酉三月

佐藤桓兵衛様

長井覚七

〔長井手永大庄屋文書文政八年
「西日記」三月十三日条〕

これは長井手永大庄屋・長井覚七が文化十二年（一八一五）から毎年藩から借りてきた反別麦を文政八年以降も継続して借りたい旨を届けたものである。ここで注目したいのは「人不足の村柄」のためにによる難儀によつて大村の農業經營が困難を來している点である。

反別麦拝借 反別麦は、前述のように、飢饉などに備えた蓄え、と人手不足 いうのが、その徵収の趣旨である。細川氏の治世のこ

ろから始まり、当初麦蒔畠一反あたり大麦二升、小麦一升ずつ上納したが、貞享四年（一六八七）に定額化し、備荒貯蓄として「土ニなる迄も其儘ニて有之」（『郡典』）べきものであった。ところが、文化期以降、史料

1でいうところの「人不足」のため農業經營に困難を來した村々の作喰料（農業の合間に口にする夫食）として、貸し下げるようになつた。例えば、史料1と同様な下げ麦の願書には次のものがある。

〔史料2〕

奉願覚

一羽根木村・福富村・下原村右三ヶ村の儀は、仲津郡亡村四拾五ヶ村の内にても格別の難儀村にて（中略）去る文化四郊年、村方御仕入れ下げ麦、大麦百武拾石・小麦八拾石づつ年々御放ち仰付けられ下し置かれ候はば、村方作方丈夫に相勵み出精仕まつり、宜しく居り合い仕まつるべく段御願い申し上げ候處、御聞き通り下し置かれ、すなわち外夏より去る子年（文化十三年）拾ヶ年の間、御仕入れとして仰付けられ候に付き、作喰料、猶又米替え立用等仕まつり、御上納米足々に仕まつり候て追々立ち直り候様子に御

座候て、年々御上納等も拾ヶ年以前と違ひ、仕詰めに致し候ても格別世話御座無く罷り成り、一統人別相勵み御作方出精仕まつり、重疊有り難く存じ奉り候、然れ共地盤格別の亡村ゆえ、人別御作方手丈夫に仕まつり得申さず、恐れ多く存じ奉り候え共、去る丑年（文化十四年）より戌年（文政九年）まで拾ヶ年、猶又御下げ麦是迄の通り三ヶ村に仰付けられ下し置かれ候様、去る丑年願い上げ奉り候処、去る丑年は先づ前々の通りの員数下し置かれ重疊有り難き仕合せに存じ奉り候、しかしながら急には居り合い付き申さず候に付き、甚だ恐れ多く存じ奉り候え共、この上ながら当寅年（文政元年）より亥年（文政十一年）まで十ヶ年、猶又御下げ麦是迄の通り、大麦百式拾石・小麦八拾石づつ右三ヶ村に仰付けられ下し置かれ候はば、年々の御仕入れをもって追々居り合い、恐れながら永久の御為に相成り申すべしと存じ奉り候、この段御勘弁よろしく御聞き通り下し置かれ候様願い上げ奉り候、よつて願書をもつて御歎き申し上げ候、以上

国作甚左衛門

進七右衛門

文化十五年寅四月

井上与三左衛門様

佐藤桓兵衛様

〔国作手永大庄屋文書文化十五年
「寅日記」四月二十二日条〕

これは、国作・元永手永の大庄屋が、仲津郡奉行、同郡代官に対しても格別の難儀村にて（中略）去る文化四郊年、村方御仕入れ下げ麦、大麦百武拾石・小麦八拾石づつ年々御放ち仰付けられ下し置かれ候はば、村方作方丈夫に相勵み出精仕まつり、宜しく居り合い仕まつるべく段御願い申し上げ候處、御聞き通り下し置かれ、すなわち外夏より去る子年（文化十三年）拾ヶ年の間、御仕入れとして仰付けられ候に付き、作喰料、猶又米替え立用等仕まつり、御上納米足々に仕まつり候て追々立ち直り候様子に御

凶年の状態にあつたと考えれば目的に沿わなくもないが、飢饉の際に役立つような使われ方とはいせず、本来の目的からは逸脱している。実は、史料1の大村や史料2の羽根木・福富・下原の分だけではなく、文化期以降、仲津郡の反別麦は、徵収後即座に全量の用途が決められ、藏に蓄えられることは全くなくなつたようである。例えば文政元年の反別麦は以下のように使われた。

〔史料3〕

外ニ武石長井手永預麦	同八石	大村被下
一 大麦貳百七拾壺石五斗六升五合八勺六才 寅麦反別取立辻	同四拾石	寅冬種子麦拌借
内百式拾石 羽根木・福富・下原被下（「くだされ」と読む）(A)	同拾壹石	外春新百姓仕居
同五拾五石 草場・柳井田・竹田・竹並被下	同壺石五升	上高屋村類焼被下
同三石 本庄村拝借代札上納	メ	
同九斗 鎮烟村類焼被下	メ四石壺升五合六才	
同五斗 德永村右同	内式石式斗六升	御拝借代札上納
同拾式石 大村被下	同壺石七斗六升五合六才	メ
同三石 上高屋村類焼被下	欠失	
同六拾石 實冬種子麦拝借	(C)	
同拾五石 春新百姓仕居拝借		
メ武石壺斗六升五合八勺六才		
内五斗六升五合 御拝借代札上納		
同壺石六斗八勺六才 欠失		
一小麦百六拾壺石七升五合六才 右同断（「寅麦反別取立辻」のこと）		
内八拾石 羽根木・福富・下原被下 (A)		
同拾五石 草場・柳井田・竹田・竹並被下 (B)		
同式石 本庄村拝借代札上納		

これを見てわかるように、大麦・小麦ともに特定村落へ渡すか、あるいは種子麦・新百姓仕居料（後述）として計上されるかしておき、僅かに残った分も売り払って代銀（藩札）上納するよう決められている。凶荒の備えであるはずの反別麦であるが、徵収後（文政元年の反別麦徵收は七月十日に終了している）、一ヶ月ほどで全量の用途が決定され、その元來の目的が失われているのである。史料中の「種子麦拌借」などは既に寛政期（一七八九—一八〇二）には行われており、また、鎮烟・徳永・上高屋の「類焼被下」は火災による被害救済のための臨時的な措置で、翌文政二年には渡されていない（「國作手永大庄屋文書文政二年」）。ここで問題となるのは、史料中にA・B・Cと付したグループに渡されている反別麦である。

〔国作手永大庄屋文書文化十五年
〔寅日記〕八月三十日条〕

前掲の史料2からわかるようにAグループ（元永手永羽根木村、国作手永福富村・下原村）は、下げ麦として文化四年から反別麦を受け始めている。また、Bグループについては次の史料がある。

〔史料4〕

元永手永竹田村、国作手永竹並村、平嶋手永草場村・柳井田村、右の村々は

格別難儀村にて御座候につき、居り合い立ち直りとして御試しに、去る未年（文化八年）より去る子年（文化十三年）迄六ヶ年の間、作喰料として一ヶ年大麦五拾五石・小麦拾五石づつ年々下し置かれ、重疊有り難き仕合せに存じ奉り候（中略）然れども人不足の村柄に御座候につき、急には作方丈夫に居り合ひ申さずにつき、（中略）去る丑年（文化十四年）より巳年（文政四年）迄五ヶ年、猶又御下げ麦、これ迄の通り仰せ付けられ下し置かれ候様、去る丑年願い上げ奉り候ところ、去る丑年は先ず前年の通りの員数下し置かれ、（中略）甚だ恐れ多く存じ奉り候えども、この上ながら当寅年（文政元年）より午年（文政五年）まで五ヶ年の間、猶又御下げ麦これ迄の御試しの通り、大麦五拾五石・小麦拾五石づつ作喰料仰せ付けられ下し置かれ候はば、重疊有り難き仕合せに存じ奉り候、（後略）

平嶋寛左衛門

國作甚左衛門

進七左衛門

文化十五年寅四月

井上与三左衛門様

佐藤桓兵衛様

〔国作手永大庄屋文書文化十五年
寅日記〕四月王日癸

村名	史料名	天保郷帳		旧高旧領取調帳	
		羽根木	福富原	四五七・五三九	四六三・二九八六
下		五五六・六〇八	二八九・四八一	五九六・一三八二	一九四・一〇九七

(単位 石)

これは、文化十五年（文政元年）一八一八）に平嶋手永・國作手永・元永手永の大庄屋が、仲津郡奉行・代官に対して、Bグループへの下げ麦の継続を願い出たものであるが、この史料から①Bグループが下げ麦を受け始めたのが文化八年からであること②Bグループの村々がいずれも

人手不足の村で、下げ麦を作喰料として使うことを目的としていることがわかる（→補足2）。

以上まとめると、①仲津郡において下げ麦が始められたのは文化年間から（Aグループ）文化四年、Bグループ（文化八年、Cグループ）文化十二

年）②いすれも人手不足による困窮を理由に下げ麦を受けている③いすれの村も作喰料として使用することを目的として掲げていて（→補足3）。

△補足1▽

Aグループの下げ麦（大麦一二〇石、小麦八〇石）の割り方は、羽根木村が大麦五十五石、小麦三六石、福富村が大麦四二石、小麦三〇石、下原村が大麦二七石、小麦一四石である（〔国作手永大庄屋文書文化十年〕）。この割り方は村の規模から単純に算出されたものではないことは右の三か村の村高を見ても明らかである。

れる。

△補足2▽

史料4では文化八年から大麦五十五石、小麦一五石の下げ麦を受け始めたのはBグループの四か村のみのように書かれているが、実は文化八年から文化十三年までは、Bグループに平嶋手永平嶋村を加えた五か村であつたことが次の史料からわかる。

〔史料5〕

文化八末より酉迄三ヶ年被下麦

一大麦五拾五石

一小麦拾五石

内大麦拾六石

同小麦四石

同大麦九石八斗

同小麦三石

同大麦五石六斗

同小麦壹石六斗

同大麦拾壹石八斗

同小麦三石貳斗

同大麦拾壹石八斗

同小麦壹石八斗

草場村
柳井田村
平嶋村

文政五年からは、A・B・Cの八か村に加え、節丸手永上原村・末江村の二か村に、合わせて大麦二〇石、小麦五石が貸し付けられるようになつた（「国作手永大庄屋文書文政五年」）。それによつて文政五年は他の八か村も例年どおりの員数を下されるのだが、翌文政六年より、Aグループの下げ表が減額されたことが次の史料からわかる。

〔史料6〕

先日御差出しこれ有り候亡村仕入れ大小麦年季下され、左の通り相極り候、もつとも節丸手永二ヶ村（上原・末江）新願の分、残り麦御手当少なく、余時出しこれ無く、前々年久しく下され麦の内より相減らし、その内をもつて節丸手永へ下され候間、この旨相心得らるべく候、以上

大堀彥右衛門
佐藤桓兵衛

七月十一日

大庄屋中

覚

一、大麦百石

一、小麦六拾五石

右は元永・平嶋・国作三手永分（Aグループ）

一、大麦五拾石

一、小麦拾五石

右は元永・平嶋・国作三手永分（Bグループ）

一、大麦貳拾五石

一、小麦拾五石

右は節丸手永分（上原・末江）

右三口いづれも五ヶ年賦に相極り候事

（国作手永大庄屋文書文化十年
「西日記」四月二十日条）

（後略）

史料5でわかるように、五か村の割り方で平嶋村の分は大麦五石六斗、小麦一石六斗と最も少ない。恐らく、困窮の度合いが最も低く、ある程度立ち直ったので除外されたものと思われる。除外された時期は、文政元年か文化十四年のいずれかであるが、どちらか明らかでない。

△補足3▽

（国作手永大庄屋文書文政六年
「未日記」七月十二日条）

節丸手永上原村・末江村に対して下げ麦が行われるようになった理由は明確ではないが、これもまた人手不足を理由として願い出されたものと推測できる。

下げ麦の用途

前掲の下げ麦の願書からもわかるように、下げ麦は本来作喰料として使用することを、その目的としていたが、実際にはいかに使われたのであらうか。文政四年を例にとると、以下のとおりである。

〔史料7〕

手永々々被下麦渡し方差し引き覚	一、大麦六拾武石八斗 内武拾四石 同武拾三石六斗 同拾五石武斗
元永手永羽根木・竹田被下分	一、同八拾石八斗 内四拾石六斗 同拾五石六斗
反別上納の節立用	一、同八石六斗 内八石六斗
作喰料渡り	一、大麦拾武石 内壹石差上に成る 内小麦八石
払麦飴屋渡り	但、反別上納の節残らず立用に成る

下げ麦は作喰料として消費されるはずであるが、実際のところ作喰として使用されるのは半分にも満たなかつたようである。史料では国作手永の大麦・小麦とともに、また平嶋手永の小麦、長井手永大村の大麦・小麦のすべてが「反別上納の節立用」「払麦飴屋渡り分」とされており、全く作喰には使用されていない。その他の分でも、作喰として計上されているのは、一〇俵から多くても五〇俵強で、前掲史料で見た願書のように、作喰とするといったような文言とは懸け離れているのである。なぜ、このようになつたのか考へる際、下げ麦は五年で返済しなければならなかつたことを念頭に入れるべきであろう(史料6末尾参照)。つまり、毎年一定量の下げ麦が行われ、それが五年賦となると、下げ麦が行われ始めた年から五年後には、毎年の下げ麦と同額の大・小麦を返済しなくてはならなくなる。言い換えると、五年後からは、その年に下

(「國作手永大庄屋文書文政四年」
「已日記」十月十七日条)

一、同四拾七石武斗 内三拾壹石六斗	国作手永福富・下原・竹並被下 反別上納の節立用
内四斗 上高屋不足分	
同拾五石六斗	
内八石六斗	
平嶋手永草場・柳井田被下 反別上納の節立用	

された大麦・小麦は、全部年賦返済に使われることとなるのである。下げ麦を受けた手永が、かなりの量の麦を「反別上納の節立用」したのは、こういった事情からであろう。

なお、飴屋とは領内屈指の豪商、京都郡延永手永行事村の玉江家のことである。史料7のよう文政四年の仲津郡の下げ麦の内、大麦五四石八斗、小麦三〇石が飴屋に売り払われている。また、その次に下げ麦の売り払い先のわかる文政六年においては、大麦三八石、小麦一五石六斗が「行事飴屋渡」とされている（『国作手永大庄屋文書文政六年』）。なぜ、飴屋だけに下げ麦を売り払っているのか、詳しいことはわからないが、仲津郡には飴屋に対して相当の借財があつたことが窺われ、そのことと何らかの関係があるのかもしれない。

(三) 農民の出奔

下げ麦の願書に見られたように、仲津郡の村の多くは人手不足に苦しんだが、前述のように、村請制の年貢負担方法にとつて、人手不足は「雪ダルマ式」に農村に打撃を与えた。そして、ギリギリまで追い詰められた農民たちが最終的にとる行動は「逃げる」ことであった。

農民の出奔
大庄屋の御用日記には度々、農民や町人が「逃げた」（出奔）ことについての届け出が書き写されている。その文面は、一例を挙げれば次のようなものである。

〔史料8〕

覚

甲村

良作

一、年五十一

覚

乙村百姓
庄三郎

一、歳三十六

一、同二十三

同人
女房

一、同二十
同人娘

一、同九
たけ

同人
しけ

一、同九
たけ

右の者、かねて内行相勝れず、農業方不精に御座候につき、親類・五人組より毎々意見差し加え候え共、相用いらず、当月十六日夜出奔仕まつり候、早速方々相尋ね候え共、行方相知れ申さず候、よつて御注進申し上げ候、もつとも右躰不埒の者に御座候間、以来村方帳外に御願申し上げ候、以上

子正月廿九日

同村庄屋

友右衛門

〔国作手永大庄屋文書文政十一年
二月二十日条〕

この史料を文面どおり解釈すれば、甲村の良作は日ごろから行いが悪く、農業も不精で、親類や五人組から忠告したが、それを聞き入れず出奔した、ということとなる。けれども、これを文面どおり信じてよいか、疑問である。というのも、領内六郡の出奔の届け出には「内行相勝れず農業方不精」あるいは「兼々人気宜しからず」といった文句が付せられているのが、ごく一般的であり、何らかの雛型に基づいているか、あるいは出奔を本人の「内行相勝れず」といった生活態度のせいにするための常套句、と考えた方が自然であるようと思う。それは、次のような史料を見れば、より明白である。

〔史料9〕

中略

右のもの農業方不精、意見等加え候え共相用いらず、先月廿三、日夜家中申罷り出で帰り申さず候ニ付、方々相尋ね申し候え共行方相分からず、吟味仕まつり候所、格別要情のものにて御座無く候、畢竟内借多く御座候所より罷り出で候儀と存じ奉り候、此段御注進申し上げ候、以上

八月
二日

村莊屋

(長井手永太庄屋文書文化十一年)
〔「戌日記」八月十日条)

前半部分で、庄三郎という百姓の不精を書きながら、後半では「格別惡情のものにて御座無く」としており、前半と後半では庄三郎の評価が矛盾している。この場合、前半は出奔人の届け出の常套句で、実情はその後半部分、つまり格別惡情の者ではないが「内借多く御座候所より」出奔したのではないだろうか。

化政期における小倉藩領の手永別、年別の出奔数分布を示したのが第84表である（盜みを働いて

る農民の出奔　奔数分布を示したのが第84表である（盜みを働いて逃亡した者、乱心によつて行方不明になつた者は除いていふ）。まず、最も多く出奔人を出している手永は、仲津郡長井手永で八四人、次が田川郡伊田手永で六七人、その後に同郡添田手永で六四人、築城郡安武手永と田川郡猪膝手永の四七人と続いている。郡別では、田川郡が最も多く二八〇人、仲津郡が二二三人で、以後築城郡の一四八人、京都郡の一三七人、企救郡の一三四人、上毛郡の九二人と続く。郡ごとの人口に対する出奔率の割合を示したのが、第85表である。これを見ると、最も高い比率を示しているのは仲津郡で、約一・一九%である。逆に最も低いのは企救郡の〇・三五%で、出奔人を最も多く出した田川郡は、人口比では仲津郡より低く、約一・〇%である。また、藩全体では約〇・七七%といふ。

第84表 文化2～天保元年手永別・年別出奔数分布

年 度 名 称 及 手 承 名	第34表 文化2 天保元年子承別 年別出井数分布																		(単位 人)								
	文化 2	3	4	5	6	(7)	8	9	10	11	12	13	(14)	歲 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	歲 合	手承 別 計
作 長 平 嶋 元 節 丸	2	1	6 1 3	5 4	6 1	5 1	3 1	1 3	3 3	2 1	2 3	2 6	3 2	4 1	15 3	1 1	1 1	1 1	4 1	4 2	4 2	10 1	5 3	4 4	8 1	7 2	37 84 29 39 34
仲 津 郡																											
久保 黒 延 永 新 津		3	2				1 2	3 2	5 2	5 2	2 3	1 3	1 6	8 5	4 1	4 1	4 5	5 2	5 2	5 3	9 2	3 2	2 3	2 7		44 31 26 36	
京都 郡		1	5				2 6	5 6	2 1	2 3	3 6	1 5	1 6	8 5	4 1	4 5	5 2	1 2	16 1 21	1 1	13 4 1	5 2	6 11		47 43 15 43		
築 城 郡		1	1 6	5 4			2 1	7 1	2 2	2 1	5 1	4 2	4 1	8 5	4 1	4 5	5 2	1 2		13 1 1	4 5 1	6 2 11					
安 武 椎 田 角 出 八 田		1	1 6	5 4			2 1	7 1	2 2	2 1	5 1	4 2	4 1	8 5	4 1	4 5	5 2	1 2		13 1 1	4 5 1	6 2 11					
繩 伊 田 膝 金 上 野 添		1	1 1	5			1 1	9 9	4 1	4 1	5 1	2 5	1 5	1 8	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	25 67 47 32 45 64		
田 川 郡																											
富 野 片 今 城 津 小 森							2 7	1 3	1 2	1 1	2 1	2 2	1 2	1 1	1 1	2 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	14 17 21 21 23 38	
企 救 郡																											
友 枝 三 毛 門		5	9	2			5 1	6 3	6 6	1 5	11 6	2 1	1 3	1 1	1 3	1 1	1 1	1 1	1 1	4 6	2 5	1 5			46 46		
年 別 合 計	0	9	16	44	40	11	72	42	19	35	54	47	9 ()	23	33	24	20	42	42	74	127	72	98	29	21	11	1014

(史料) 文化2~6・8~12年、文政8~12年
「長井手永大庄屋御用日記」(九州大学九州文化史研究施設蔵)
文化13年、文政1~7・9~11年、天保1年
「国作手永大庄屋御用日記」(行橋市歴史資料館所蔵)

第85表 人口に対する出奔数の割合

	a 人口(文政11年)	b 出奔数	$\frac{b}{a} \times 100(\%)$
企救	38,746 人	134 人	0.35
田川	27,605	280	1.01
京都	14,253	137	0.96
仲津	18,699	223	1.19
築城	14,648	148	1.01
上毛	17,876	92	0.51
全体	131,827	1,014	0.77

う数字を示している。

年別に見てみると、文化五年から十三年に至るまでと、文政五年から十五年に至るまでの、二つの年に至るまでの、二つのピックを読み取ることができる。この中で、文政五十年のものは、文政四年八月から同十一年一月まで行われた上毛郡赤熊村の宇島築港（及びその関連工事）が影響しているのかもしれない。また、出奔を誘発する要因

それをまとめたのが第86表

には自然災害が考へ得るが、文化・文政期のそれをまとめたのが第86表である。程度の差があるであろうから、一様には比較できないが、出奔数の多い年と天災の起きた年とは、大体において一致している。

文化五、六十三年のビーチは、この間に起きている洪水、渴水、長雨による麦作の差し支え等に端を発しているのではなかろうか。また、文政

五〇年のピークは、先述したとおり、宇島築港に大きな原因があるの

ではと思われるが、それに文政五年の洪水、文政六年の渴水、文政九年の麦の不作等も、これほどの高い数字を示すに至つた要因ではないだろ

うか。とりわけ、文政九年の麦の不作は、史料10に見るような事情もからんで、相当深刻であった。

第86表 文化・文政期の天災

(注)『中平日記』・『中村平左衛門日記』(史料)第84表と同一史料および北九州市立歴史博物館編『中村平左衛門日記』一五卷

〔史料10〕

御領中出来立て候米穀、御年貢之外は總て人民の食料ニこれ有り候故、如何様の凶作たり共百姓飢饉に及び候筈(愚)□でこれ無き所、利勘の商人共値段安く買い取り、旅売りいたし候故、御領中米穀数無く、よつて少々の凶作にも飢えに及び候の者もこれ有る哉の段、甚だもつて痛々しき事に候、(中略)しかるに、利勘の商人は跡先を相弁えず、猥りに旅売りいたし候て、米穀数無く相成り候故、去春の如く少々の麦作不毛、上にても郡中飢饉の者これ有る段嘆き出し、上にも大いに御氣遣い御座候て、旅米・北国米等御買い入れの御世話も御座候事に候、これに依り、麦不毛の上さへ右の通りに候へば、もし秋作凶年に候はば、如何様の義出来申すべき義も計り難き事に候(後略)

(文政十年)亥正月九日

杉生十右衛門

(文政十年)亥正月九日

佐藤桓兵衛殿
延塙卯右衛門殿

(国作手永大庄屋文書文政十年)

(国作手永大庄屋文書文政十年)
つまり、「利勘の商人」たちが領内の米穀を安価で買い取り、領外へ持ち出すために「御領中米穀数無く」といった状態で、文政九年のようないい。少しの麦の不毛によつても飢えに至る者がある有り様であった。文政九、十年に出奔数が多いのには、麦の不毛とともに、このような背景があつたのである。

(注) もなみに、史料10の「利勘の商人」たちはどこから入ってきた者たちであったのだろうか。永沼文書の中に次のような史料がある。

〔史料11〕

以外大急ぎ村継ぎ早々□
(虫損)

京都・仲津両都の間、日田辺より米買い入れに参り居り候趣、右は此節値段相極め、代銀も相渡し置き、春取り立てにいたし候趣に付き、此節伊田手永の伝助が出奔したのは、この過剰な田畠を耕作しきれなかつた

眼前の便利に任せ約束いたし、春米差し支え等これ有り候ては、御面倒筋に相成り候も計り難く候の間、右様の徒々に決して取り合わざる様申し達せらるべき候、以上

(仲津郡奉行方)

(年未詳)
十一月九日大庄屋中
(後略)

西正左衛門

(永沼文書
七八号)

この文書の年代は明らかにしえなかつたが、天領である日田から小倉藩領に入つて来る商人のいたことがわかる。また、史料10でみたように、農民が安価で米穀を売り払うのは、「此節値段相極め代銀も相渡し置くため、返済ができなかつた際の借財が嵩んでいたのかもしけない。

逃げていった 庄屋からの出奔の届け出は史料8、9のようなもの農民たち がほとんどであるが、一部のものについては、より

具体的な記載がなされているものがある。第87表はそれをまとめたもので、多くは上納不足や負債の額が記されているに過ぎないが、中には四ソ高、田畠反別が明記されているものもある(郡名・手永名のみを表記し、村名は省略した)。その主だったものを見てみると、まず文政六年に出奔した田川郡伊田手永の伝助は、本人の持ち高が四反程度であるのに、それより広い六反の「村田」を耕作していたことがわかる。伝助の家族は共に出奔した女房だけであつて、二人で営むにはあまりに過ぎた耕作面積である。「村田」とは、出奔や死絶などで無主地となつた田畠のことであろう。江戸時代の年貢は村請制であつて、たとえ出奔によつて余り地ができようとも、その分の年貢は村で請け負わなければならない。伊田手永の伝助が出奔したのは、この過剰な田畠を耕作しきれなかつた

ためと考えられる。次に文政八年十一月二十三日に出奔した田川郡金田手永の幸七の場合である。第87表では、乱心によつて行方不明になつた者については出奔人の中に加えていないが、幸七の場合は例外である。

諸納七石六斗七升六合六勺、牛馬代他借三九石九斗九升三勺、合わせて

四七石六斗六升六合九勺の支払いのために、家屋敷・家財道具など売り払つても、三八石余りの不足を出し、このため「全く困窮の所より乱

心」したのである。これほどの困窮を極めたのは稀な例かもしれないが、ここまで転落する可能性があつた農民生活の一端を物語るものとして興味深い。

第84表のその他の例を見ても、ほとんどの者が上納不足を抱えていることがわかる。彼らが、そのような状態に至るのには、次の史料に見るように事情も絡んでいたであろう。

〔史料12〕

上納方相済まさる内に、村により人により、私の借用物差し引き致し候段も薄々承知せしめ候、当秋などは左様の儀毛頭これ無き様、村々庄屋共へ手堅く申し付けらるべき候、万一右躰の儀これ有り、仕詰め不足の儀、僉議の上露顕せしめるにおいては、村役のもの共の越度に申し付け候、左様申し触れらるべく候、以上

井上与三左衛門

十月廿二日

大庄屋中

〔長井手永大庄屋文書文化八年
木日記〕十月二十六日条

このように、年貢皆済の前に借財の返済を行い、上納不足となる農民

が相当いたようである。第87表でも、文政八年十月二十七日に出奔した田川郡伊田手永・喜助の、諸納七石九斗七升一合三勺の内、二石八斗を

上納したうえで出奔している例などは、皆済前に借財の返済を行つた結果、年貢米が不足し、出奔に及んだと見ることもできる。

三 人手不足の対策

〔新百姓〕

前項では小倉藩の農村の人手不足を文化（一八〇四一一八）・文政（一八一八一三〇）期に特に焦点をあてて見て來たが、実はこの人手不足は既に寛政期（一七八九一八〇）あたりから慢性化の傾向にあつた。また飢饉などが起つたびに、突然的に人手不足となる危険性をはらんでいたのが当時の農村社会である。

このことに対する方策としては、前述の反別麦の貸し付けといった物的なもののほかに、新たな農民を移住させて無主地を耕作させるといった人的な対策も講じられた。こういった新たな耕作者を「新百姓」と呼び、彼らを移住させ、耕作させることを「仕居」と称した。新百姓の取り立てがいつごろから行われ始めたのかはわからないが、享保飢饉後に田川郡の猪膝中村家の茂兵衛が、長州より農民数家を引き連れて新たに村を開いた例（『田川郡郷土研究会編』）などは、新百姓仕居の始まりについて示唆を与えている。また、近世を通じてどのくらいの人数の新百姓が取り立てられたのかは、史料の制約があつて知り得ないが、大庄屋の御用日記などから、新百姓仕居の費用面などについてはある程度知ることができる。

新百姓の取り立てに必要な費用は新百姓仕居料として、藩から手永ごとに貸し付けられた。国作・長井

新百姓仕居料

て、藩から手永ごとに貸し付けられた。国作・長井